

(疑義等の決定等)

第11条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、豊田市水道事業給水条例及び豊田市水道事業給水条例施行規程、直読メーター設備及び隔測メーター設備の設置等に関する要綱の定めるところによるほか、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 乙及び管理人は、この契約に定める事項について入居者等に周知徹底し、紛争が生じたときは、乙の責任においてこれを解決しなければならない。

この契約の締結を証するため、本証書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年　月　日

(甲) 豊田市西町3丁目60番地

豊田市  
代表者 豊田市事業管理者

印

(乙)

印

(様式第1号)

## 直読水道メーター設備契約書

豊田市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、豊田市水道事業給水条例（昭和34年条例第10号。以下「給水条例」という。）に規定する直読水道メーター（以下「メーター」という。）の設置を条件とする給水について、次のとおり契約を締結する。

(契約の対象)

第1条 この契約の対象は、次のメーター設備とする。

設置場所		
建物名称		
給水個数	個	
各戸メーター口径別内訳	ミリ ×	個
共用栓・散水栓 メーター口径別内訳	ミリ ×	個

(管理人の指定等)

第2条 乙は、給水設備及び契約給水装置（以下「給水設備等」という。）について、甲の定める直読メーター設備及び隔測メーター設備の設置等に関する要綱（平成26年4月1日施行。以下「要綱」という。）を遵守するとともに、自己の責任と負担において当該設備等を維持管理するものとする。

2 乙は前項の維持管理を円滑に行うため、管理人を選任しなければならない。

3 乙及び管理人は、次に掲げる事項を行い、給水設備等に異常又は修理箇所があつたときは、速やかに修繕等の必要な措置を講じなければならない。

(1) 給水装置等の概要、警報装置等について熟知すること。

(2) 受水槽及び高置水槽にあつては水質保持のため関係法令を遵守し、必要な措置を講ずること。

(3) メーター、配管等の凍結又は破損防止のために必要な措置を講ずること。

(4) 配管、バルブ等の漏水に常に注意し、正常な状態に保たれるようその管理を行うこと。

(5) 点検等の支障とならないよう、パイプシャフトルーム扉等を常に開閉できる状態にしておくこと、及びルーム内を清潔に保つこと。

(6) 受水槽（高置水槽を含む。）の清掃を実施しようとするときは管理者に届け出、実施後にはその清掃に使用した水量相当分の水道料金を納入すること。

と。

#### (検査及び改善)

- 第3条 甲は、必要に応じ、給水設備等について検査を行うことができる。  
2 乙は、前項の検査の結果、甲から指示された事項があったときは、速やかに当該事項について改善をしなければならない。

#### (メーターの更新等)

- 第4条 甲は、8年ごとにメーターを更新するものとする。ただし、乙が隔測水道メーター設備契約から直読水道メーター設備契約に変更したときは、その更新に限り、甲がメーターを支給し、乙の費用において当該メーターを設置するものとする。  
2 乙は、検定期間の満了に伴い甲が各メーターを更新する場合において、当該メーターの前後の給水管が老朽化し、メーターの設置に支障があるときは、甲の指示により自己の費用をもってこれを改善するものとする。  
3 給水設備等から、漏水等が生じて入居者等に損害を与えても、甲はその責めを負わない。  
4 乙及び管理人は、甲がメーターの取替え等を行うときには、その施行に支障がないよう協力しなければならない。

#### (使用水量の計量及び水道料金)

- 第5条 使用水量は、甲の設置した親メーター及び各メーターで計量するものとする。  
2 水道料金は、給水条例及び豊田市水道事業給水条例施行規程（昭和42年水道局管理規程第1号。以下「施行規程」という。）の規定に基づき、前項の使用水量をもって算定し、各メーターの使用者から徴収する。  
3 前2項の規定にかかわらず、メーターが設置されるまでの間に水道を使用したときは、親メーターで使用水量を計量し、前項を準用して算定した水道料金を、乙から徴収する。  
4 親メーターの使用水量が、各メーターの合計使用水量を超えたときは、甲の定める算定基準により乙に対して水道超過料金を請求することができるものとする。  
5 乙は、この契約を締結したことにより入居者等との間で料金等の紛争が生じたときは、自己の責任において解決しなければならない。

#### (負担金の納入)

- 第6条 乙は、次に掲げる区分に応じ、給水条例第28条に規定する新規給水負担金又は同条例第29条に規定するメーター負担金を前納しなければならない。  
(1) 新規にメーターを設置するときは、親メーターを除く各メーターの新規

#### 給水負担金

- (2) 隔測水道メーター設備契約から直読水道メーター設備契約へ変更するときは、各メーターのメーター負担金  
(3) 共同メーター方式から直読水道メーター設備契約へ変更するときは、第1号の新規給水負担金の額から既に納入済の親メーターの新規給水負担金相当額を減額した金額

#### (変更届等)

- 第7条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、7日以内に甲に届け出なければならない。  
(1) 管理人等に変更があったとき。  
(2) 第3条第2項の規定により改善を行ったとき。  
(3) 給水設備等の改造等を行ったとき。  
(4) 契約内容に変更があったとき。  
(5) 前各号に定めるもののほか、甲が必要と認めたとき。  
2 前項第4号に該当するときは、速やかに再契約を締結しなければならない。

#### (契約の解除)

- 第8条 甲は、乙がこの契約及び要綱に定める事項を履行しないとき、又はこの契約及び要綱に違反したときは、契約を解除することができるものとし、契約を解除するときは乙に通知する。  
2 前項の契約解除により乙に損害が生じても、甲はその責めを負わない。

#### (契約期間)

- 第9条 この契約の期間は、契約の日からメーターの検定期間満了の月の末日までとする。ただし、契約期間の満了の2月前までに甲、乙からの申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、その後において期間が満了したときも同様とする。  
2 直読水道メーター設備に該当しなくなったときは、該当しなくなった日をもって契約は終了する。

#### (オートロック装置の対応)

- 第10条 乙は、オートロック装置を設置しているときは、甲が行う点検等の支障とならないよう、当該オートロック装置の解錠方法を甲に届け出なければならない。オートロック装置を変更したときも同様とする。  
2 甲は、前項の届け出がないときは、契約を解除することができる。